

大阪大学大学院医学系研究科・医学部附属病院
産学連携・クロスイノベーションイニシアティブ協働機関に関する規則

本規則は、大阪大学大学院医学系研究科・医学部附属病院産学連携・クロスイノベーションイニシアティブ（以下、「クロスイノベーションイニシアティブ」という。）で実施する事業において、大阪大学大学院医学系研究科・医学部附属病院産学連携・クロスイノベーションイニシアティブ規程（以下「規程」という。）第12条に基づき、クロスイノベーションイニシアティブの事業目的に賛同する協働機関（以下「協働機関」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

（協働機関）

第1条 規程第2条に掲げる目的に賛同する機関は協働機関になることができる。

2 協働機関は、クロスイノベーションイニシアティブと協働して事業活動を推進する。

（協働機関の決定）

第2条 協働機関の決定は、大阪大学大学院医学系研究科長及び医学部附属病院長の承認の下にこれを行う。

（協働機関の拠出金）

第3条 協働機関は、各年度に拠出金を納めなければならない。

2 年度毎の拠出金は60万円とする。但し、年度の途中に入会し、年度末まで6か月を超えない場合はその半額とする。

3 拠出金は、請求書が発行された月の翌々月末までに納めるものとする。

4 協働機関は、年度毎の拠出金を「産学連携・クロスイノベーションの推進」を目的とする奨学寄附金として同額を納付することができるものとする。

（拠出金の不返還）

第4条 既納の年度拠出金は返還しない。

（協働事業活動等）

第5条 協働機関は、以下の活動をクロスイノベーションイニシアティブと協働するとともに参加することができる。

- ① 多様な組織、機関との共同研究や共同研究講座の設置等に向けたオープンイノベーションによる研究交流活動
- ② 研究・事業化連携の推進に係るセミナー、ワークショップ、シンポジウム及び分科会等の企画、運営及び開催支援活動
- ③ 包括連携協定機関内支援チームと連携した市場調査、知財戦略等、事業化、ベンチャー支援に向けた活動
- ④ プロジェクトデザインミーティング活動
- ⑤ 共創懇話会活動
- ⑥ 協働機関間の人材交流活動
- ⑦ 医学系研究科研究室との共同研究活動

2 協働機関は、クロスイノベーションイニシアティブと協働して事業を推進するための活動拠点（場所）の提供を受けることができる。但し、原則として協働機関に属する職員が拠点にて活動を行う場合は、本学の招へい教員であることが求められる。

(脱退)

第6条 協働機関から脱退しようとする場合は、退会する日の6か月前までに所定様式により届け出を行うものとする。

2 その他、クロスイノベーションイニシアティブの活動に著しく違背する活動などを行った場合は退会させる場合がある。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、協働機関に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年12月22日から施行する。

(参考)

大阪大学大学院医学系研究科・医学部附属病院
産学連携・クロスイノベーションイニシアティブ規程(抄)

(設置)

第1条 大阪大学大学院医学系研究科に大阪大学大学院医学系研究科・医学部附属病院産学連携・クロスイノベーションイニシアティブ（以下「産学連携・クロスイノベーションイニシアティブ」という。）を置く。

(目的)

第2条 産学連携・クロスイノベーションイニシアティブは、医療・ヘルスケアに取り組む多様な内外関係機関との組織的・戦略的連携を強化し、相互の発展と、協働して未来医療の実現、ヘルスケアの革新、社会的課題への挑戦等、組織、分野を越えたクロスイノベーション推進の中核的役割を果たすことを目的とする。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、産学連携・クロスイノベーションイニシアティブに関し必要な事項は、医学系研究科長及び医学部附属病院長の協議により別に定める。